

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 6 月 11 日 (金) 第 216 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 1
- 鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 1
- 緊急自動車の運転資格の審査に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (免許試験課取扱い) 1

## 公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 3 年 6 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

### 鹿児島県公安委員会規則第21号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則  
鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則 (昭和59年鹿児島県公安委員会規則第 9 号)  
の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項及び第19条第 1 項中「生活安全部地域課」を「警備部警備課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 3 年 6 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

### 鹿児島県公安委員会規則第22号

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
鹿児島県警察の組織に関する規則 (平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第13号) の一部を次の  
ように改正する。

第11条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第27条に次の 1 号を加える。

(7) 警察用航空機の管理及び運用に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 3 年 6 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

### 鹿児島県公安委員会規則第23号

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則等の一部を改正する規則  
(緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部改正)

第 1 条 緊急自動車の運転資格の審査に関する規則（昭和 54 年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「

氏 名	
-----	--

」を「

氏 名	
-----	--

」に改め、同様式備考 2 を削り、同様式備考 1 を同様式備考とする。

別記第 2 号様式中「

氏 名	
-----	--

」を「

氏 名	
-----	--

」に改め、同様式備考 4 を削る。

（大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部改正）

第 2 条 大型免許等取得時講習の実施に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 4 号様式中「印」を削る。

（指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則の一部改正）

第 3 条 指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中「㊦」を削る。

（指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則の一部改正）

第 4 条 指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則（平成 9 年鹿児島県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式中「㊦」を削る。

別記第 6 号様式中「印」を削る。

別記第 10 号様式中「㊦」を削る。

別記第 12 号様式及び別記第 14 号様式中「㊦」を削る。

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第 5 条 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年鹿児島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「印」を削る。

（取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正）

第 6 条 取消処分者講習の実施に関する規則（平成 15 年鹿児島県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 3 号様式、別記第 5 号様式、別記第 8 号様式、別記第 9 号様式、別記第 10 号様式及び別記第 17 号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の緊急自動車の運転資格の審査に関する規則等に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。